

鎌沢産婦人科医 院	米子市熊党一四二一七	〃
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一五	〃
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	〃
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五 一四	〃

鳥取県告示第八百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成三年十二月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
名和町役場
- 四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成三年十二月十一日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
名和町役場
 - 四 審査請求
- 利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第六十二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第八百五十三号

羽合町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）光吉地区農道整備及び農業用排水）の認可申請については、審

査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八十六条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 福島量一

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 福永昌徳

三 事業施行期間

変 更 前	変 更 後
全体事業施行期間 昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	変更なし
第一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成元年十二月三十日まで	変更なし

第二一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成二年十月二十日まで	変更なし
第二二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成三年三月三十一日まで	変更なし
第三一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成三年三月三十一日まで	変更なし
第三二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成四年三月三十一日まで	変更なし
第六一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで	第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成五年三月三十一日まで
第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで	第五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成五年三月三十一日まで
第六工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで	

<p>第七工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成二年十月二十日まで</p>	<p>第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで</p>	<p>変更なし</p>	<p>第八工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成六年三月三十一日まで</p>	<p>第九工区 変更なし</p>	<p>第十工区 変更なし</p>	<p>第十一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>
<p>第十三工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで</p>	<p>第十二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>	<p>第十一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>	<p>第九工区 変更なし</p>	<p>第十工区 変更なし</p>	<p>第十一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>	<p>第十二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>
<p>第十四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで</p>	<p>第十五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで</p>	<p>第十六工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで</p>	<p>第十七工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで</p>	<p>第十八工区 変更なし</p>	<p>第十九工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p>	<p>第二十工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで</p>
<p>第六十二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで</p>	<p>第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで</p>	<p>第五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで</p>	<p>第六十一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで</p>	<p>第四工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成七年三月三十一日まで</p>	<p>第五工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十年三月三十一日まで</p>	<p>第六十二工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで</p>

四 施行地区の区域

<p>第六一工区 昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで</p>	<p>第二十一工区 変更なし</p>	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>	<p>施行地区の全体区域 鳥取市香取字元結谷丸山並びに 生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、 字高畑、字穴田、字水堤、字大池 平、字大休、字幸谷、字芋山、字 堦覆平、字砥石場、字乳母谷、 字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、 字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、 字大休ミ及び字堦覆谷の各全部 並びに香取字小山谷堤下、字小山 谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字 元結口、字元結堤ノ下、字元結、 字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、</p>	<p>変更なし</p>
<p>字元結堤下及び字元結堤下々、生 山字菫蒲谷、字二ツ橋、字新前田、 字長谷、字山建平、字山立平、字 芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池 ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立 口、字奥山立、字狸谷、字奥山立 平、字治郎谷、字献上谷、字大聲 谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩 丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小 狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓 本、字置本及び字私都谷、紙子谷 字門上谷及び字門所谷、海蔵寺字 池ノ谷並びに若葉台南七丁目の各 一部</p>	<p>変更なし</p>	<p>第一工区 鳥取市香取字小山谷堤下、字小 山谷西側、字小山谷、字元結西側、 字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結 堤下、字権現、字宮ヶ鼻、字袋谷 及び字元結谷丸山の各一部</p>	<p>変更なし</p>	<p>第二一工区 鳥取市香取字袋谷口、字元結谷 丸山、字袋谷及び字元結口の各一 部</p>	<p>変更なし</p>

<p>第二一二工区 鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷、字元結口及び字奥袋谷の各一部</p>	<p>変更なし</p>
<p>第三一一工区 鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字奥袋谷並びに生山字長谷の各一部</p>	<p>変更なし</p>
<p>第三一二工区 鳥取市香取字袋谷及び生山字長谷の各一部</p>	<p>変更なし</p>
<p>第六一一工区 鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷の各一部</p>	<p>第四工区 鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部</p>
<p>第四工区 鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字坪覆平、字坪覆谷及び大堤の各全部並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、</p>	<p>第五工区 鳥取市生山字長谷の一部</p> <p>第六工区 鳥取市生山字長谷、字砥石場、字大寺谷、字寺谷及び字坪覆平の各一部</p>
<p>字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字木谷口、字大盤谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓木、字實木及び字大休ミ並びに香取字袋谷及び元結口の各一部</p>	<p>変更なし</p>
<p>第七工区 鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下タ、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目の各一部</p>	<p>第八工区 鳥取市生山字長谷、字大寺谷、字坪覆平及び字寺谷の各一部</p> <p>第九工区 鳥取市生山字砥石場、字長谷及び字坪覆平の各一部</p> <p>第十工区 鳥取市生山字寺谷、字坪覆平</p>
<p>第四工区 鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字坪覆平、字坪覆谷及び大堤の各全部並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字獻上谷、字木谷口、</p>	<p>第九工区 鳥取市生山字砥石場、字長谷及び字坪覆平の各一部</p> <p>第十工区 鳥取市生山字寺谷、字坪覆平</p>

<p>字大聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓木、字置木及び字大休、並びに香取字袋谷及び元結口の各一部</p>	<p>及び字岩丸木平の各一部</p>
<p>第十一工区 鳥取市生山字寺谷、字圓木、字小狼谷、字峯寺越谷、字小寺谷、字大寺谷、字岩丸木平及び字奥岩丸木の各一部</p>	<p>第十二工区 鳥取市生山字圓木、字狼谷、字小狼谷、字峯寺越谷及び字小寺谷の各一部</p>
<p>第十三工区 鳥取市生山字木谷、字寺谷、字岩丸木平及び字砥石場平の各一部</p>	<p>第十四工区 鳥取市生山字砥石場、字海老谷、字本谷、字治郎谷及び字蝦谷の各一部</p>
<p>第十五工区 鳥取市生山字乳母谷の全部並びに字本谷、字芦谷、字洞道谷、字岩丸木平、字奥岩丸木、字砥石場平、字本谷口、字治郎谷及び字獻</p>	<p>第五工区 鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部並びに生山字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休、字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部</p>
<p>第四工区 鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字木谷、字砥石場、字坪覆平、字坪覆谷及び大堤の各全部</p>	<p>上谷の各一部 第十六工区 鳥取市生山字大聲谷、字芦谷、字洞道谷、字洞ヶ谷、字本谷口及び字獻上谷の各一部 第十七工区 鳥取市生山字海老谷、字木谷、字治郎谷、字細谷及び字蝦谷の各一部</p>
<p>第十九工区 鳥取市生山字坪覆谷及び字大休の各全部並びに字新前田、字砥石場、字長谷、字水堤、字坪覆平、字大池平、字捨樋谷、字蝦谷、</p>	<p>第十八工区 変更なし</p>

<p>並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字献上谷、字本谷口、字大壁谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓木、字置本及び字大休、並びに香取字袋谷及び元結口の各一部</p>	<p>字松ヶ谷、字大堤及び字大休の各一部</p>
<p>第六一二工区 鳥取市紙子谷字門上谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨樋谷及び字新前田並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部</p>	<p>第二十二工区 変更なし</p>
<p>第六一工区 鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷の各一部</p>	<p>第二十一工区 鳥取市生山字捨樋谷、字松ヶ谷、字門上谷、字長谷及び字門所谷の各一部</p>
<p>第八工区 鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び元結西側の各一部</p>	<p>第二十二工区 変更なし</p>

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十八日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成三年十二月五日

鳥取県告示第八百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園
三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

東伯郡羽合町大字野字西又ノ二地内

鳥取県告示第八百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、東郷都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇
四 事業地の所在

1 収用の部分

東伯郡東郷町大字門田字小池、大字長和田字小池、字川尻、字砂田、字入江及び字狐コロシ並びに大字野花字岩根及び字西走出地内

2 使用の部分

なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十二月十日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

遊技機の種別	種 別	種 別 名
ぱちんこ遊技機	タイプAフラッシュDX	株式会社三井

〃	シェフGPⅡ	〃
〃	エトワールⅠ	〃
〃	フイバークリスタル DⅡ	株式会社大同
〃	フルボッグDⅠ	〃
〃	コスモクラフトDⅡ	〃
〃	パンパンパンⅡ	株式会社三洋物産
〃	パンパンパン	〃
〃	パンパンパンV	〃
〃	エキサイトカップ	株式会社ニューギン
〃	ヴァーナス3	〃
〃	赤ちようちん2	株式会社まざむら遊機
〃	タートルランナー	〃
〃	ニューNX-SP	株式会社ソフイテ
〃	ニューナパームP-2	〃
〃	ペタソゴ星人P-3	〃
〃	カッ飛び7	株式会社平和

〃	ダイバー	〃
〃	ガンジー北京	〃
〃	スベニッショスター	〃

正 誤

平成二年四月鳥取県告示第四百四十二号（土地改良区の役員の就任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 二 下 後ろから二 松山 輝 杉山 輝

平成三年十一月鳥取県告示第八百二十号（保険医療機関等の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正
 二 上 今田歯科医院岩 今田歯科岩倉医
 倉医院 院